

# 岐阜県公報

号外(一) 令和二年三月二十四日

## 目次

### 条 例

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	五
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	五
岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例	(行 政 管 理 課)	六
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	七
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	七
岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例	(地 域 ス ポー ツ 課)	八
岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	(廃 棄 物 対 策 課)	八
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(健 康 福 祉 政 策 課)	八
岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例	(医 療 整 備 課・医 療 福 祉 連 携 推 進 課)	九
岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(生 活 衛 生 課)	一〇
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	(業 務 水 道 課)	二
岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	(地 域 福 祉 課)	二
岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子 育 て 支 援 課)	一八
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産 業 技 術 課)	一九
岐阜県卸売市場条例を廃止する条例	(農 産 物 流 通 課)	二〇
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(家 畜 伝 染 病 対 策 課)	二〇
ぎふ木遊館条例	(恵 み の 森 づ くり 推 進 課)	二二
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建 設 政 策 課・都 市 政 策 課)	二二
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(水 道 企 業 課)	二二
岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例	(教 職 員 課)	二三
岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例	(監 査 委 員)	二三
岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例	(生 活 安 全 総 務 課)	二三
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二四
岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例	(議 事 調 査 課)	二四
岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二四

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

令和二年三月二十四日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (条例第一号)

一 地方債の管理を総合的に行うため、地方債の管理に関する業務のうち一般会計で行っているもの全てを岐阜県公債管理特別会計の対象業務とすることとした。

(本則関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第三号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を三一人増員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 知事の事務部局 (美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員 (都市建築部) を除く) 四五人

(二) 教育委員会の事務部局 四人

2 減員するもの 一人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正  
市町村立学校職員の定数を二人増員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

小学校、中学校及び義務教育学校 三人

2 減員するもの 一人

三 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。  
岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

一 「国立大学法人法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。  
二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

一 人事行政の運営等の状況の公表について、インターネットの利用その他の適切な方法によることとした。(第六条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 (条例第六号)

一 「地方自治法」の一部改正に鑑み、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の県に対する損害賠償責任の上限額を定め、これを超える額を免責することとした。(第一条関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七号)

一 消防団協力事業所を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例について、その適用期間を二年延長することとした。(第三条及び第四条関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)

一 「地域再生法」に基づく特定業務施設の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例について、その適用期間を二年延長することとした。(第二条及び第三条関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九号)

一 「統計法施行令」の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。  
二 この条例は、一部を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例 (条例第一〇号)

一 ホールの照明設備の更新に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一一号)

- 一 「浄化槽法」の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を義務付けることとした。(第八条の一関係)
- 二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。  
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)
- 一 「毒物及び劇物取締法」等の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)
  - 1 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録に係る手数料を新たに徴収することとした。
  - 2 毒物劇物製造業等登録申請経由手数料、毒物劇物製造業等登録更新申請経由手数料及び毒物劇物製造業等登録変更申請経由手数料を廃止することとした。
- 二 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の施行に関する事務に係る次の手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
  - 1 食肉衛生証明書発行手数料
  - 2 食肉衛生証明書再発行手数料
  - 三 食肉衛生検査所において行つ腸管出血性大腸菌(STEC)確認検査手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
  - 四 希望が丘こども医療福祉センターにおいて行つ文書の交付に係る手数料の額を段階的に引き上げることとした。(別表第一及び附則第三項、附則第五項関係)
  - 五 調理師試験手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
  - 六 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 七 この条例は、一部を除き、令和二年四月一日から施行することとした。  
岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例(条例第一二二号)
  - 一 「地方独立行政法人法」の一部改正に鑑み、県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定めることとした。(本則関係)
  - 二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。  
岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四号)
  - 一 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。
    - 1 岐阜県事務処理の特例に関する条例

- (一) 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等の事務を岐阜市に移譲することとした。(別表第一関係)
- (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 2 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例  
所要の規定の整理を行うこととした。
  - 二 この条例は、令和二年六月一日から施行することとした。  
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第一五号)
  - 一 「食品衛生法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。
    - 1 全国統一的な基準として、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められることに伴い、条例で定めていた当該基準を廃止することとした。(第二條、別表第一及び別表第二関係)
    - 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
    - 二 「食品衛生法施行令」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
    - 三 この条例は、令和二年六月一日から施行することとした。  
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六号)
    - 一 「覚せい剤取締法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。
      - 1 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
      - 2 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例
      - 二 この条例は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部を改正する法律(第四条)「覚せい剤取締法」第九条第一項第二号の改正規定を除く。(一)の規定の施行の日から施行することとした。  
岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第一七号)
      - 一 「社会福祉法」の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
      - 二 この条例は、一部を除き、令和二年四月一日から施行することとした。  
岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一八号)
      - 一 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員数に算入すること

ができる副團長又は教頭の資格要件に係る特例の適用期間を五年延長することとした。(附則第四項関係)

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 ガス吸着法による比表面積測定に係る一般理化学試験手数料等を徴収することとした。

2 ロードセル式及びエックス線光電子分光分析に係る機械・金属試験手数料の額を改定することとした。

3 放射エミッション試験、伝導エミッション試験、放射イミューニティ試験及び伝導イミューニティ試験に係る電気試験手数料の額を改定することとした。

4 非接触三次元形状測定に係る電気試験手数料を廃止することとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例(条例第二〇号)

一 「卸売市場法」の一部改正に伴い、地方卸売市場の開設の許可に関する手続を廃止する等のため、岐阜県卸売市場条例を廃止することとした。

二 一に伴い、岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和二年六月二日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 「家畜伝染病予防法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

ぎふ木遊館条例(条例第二三号)

一 木育に関する体験及び交流の場を提供するため、岐阜市にぎふ木遊館(以下「木遊館」という。)を設置することとした。(第一条関係)

二 木遊館の入館料及び駐車場の使用料について定めることとした。(第二条、第三条、別表第一及び別表第二関係)

三 その他木遊館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。

四 この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)

一 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正に伴い、建築物の省エネルギー性能の認定等に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 簡易な計算方法により住宅の省エネルギー性能を評価する場合の性能表示認定申請手数料の額を定めることとした。

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 「建設業法」の一部改正に鑑み、国土交通大臣による建設業の許可を受けている旨の確認書の交付事務を廃止することに伴い、当該事務に係る手数料を廃止することとした。(別表第一関係)

三 この条例中一は公布の日から、二は令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 「地方自治法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に鑑み、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 教育職員の勤務を監督する教育委員会は、同法に規定する指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。 (第七条関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 監査委員が行う公表について、インターネットの利用その他の適切な方法によることとした。(第五条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

一 「古物営業法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

うこととした。

1 岐阜県警察関係手数料徴収条例

2 岐阜県使用済金属類営業に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

一 風俗案内業の欠格事由に、岐阜県暴力団排除条例に規定する刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者であることを追加することとした。（第五条関係）

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 食品関連事業者自らが取り扱う食品等の自主的な回収に着手した際の県への情報提供に関する義務を廃止することとした。（第五条関係）

二 県は、食品の安全性の確保等を図るため関係法令の規定等に基づき必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

三 この条例は、令和三年六月一日から施行することとした。

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

一 「公職選挙法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

岐阜県特別会計設置条例（昭和三十九年岐阜県条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県公債管理特別会計の項中「平成七年度までに起こした」を削り、「借換え等」を「管理」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く）の項中「四、一八七人」を「四、一三三一人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二六二人」を「二六六人」に改め、同表学校の項中「五、五八七人」を「五、五九九人」に、「四、七九七人」を「四、七八四人」に改め、同表合計の項中「一四、三〇〇人」を「一四、三三一人」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、六八四人」を「二一、六八七人」に、「二一、〇八八人」を「二一、〇九二人」に改め、同表特別支援学校の項中「二八人」を「二七人」に、「二二人」を「二〇人」に改め、同表合計の項中「二一、八四三人」を「二一、八四五人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「県公報」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等の県に対する損害を賠償する責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について、免れさせるものとする。

- 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
- イ 知事 六
- ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会
- の委員又は監査委員 四
- ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会
- の委員又は地方公営企業の管理者 二
- ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- イ 警察本部長 二
- ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「次に」を「次に」に改める。

第四条第一項中「平成二十八年十二月三十一日、平成二十九年十二月三十一日、平成三十年十二月三十一日及び平成三十一年十二月三十一日」を「平成二十九年から令和四年度までの各年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日」に改め、「それぞれ」を削り、「平成二十九年分」から「平成三十二年分まで」を「当該各年度分」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十五の三の項第二十号中「譲受」を「譲受け」に改め、同項第二十三号中「書換」を「書換え」に改め、同項第四十五号中「規定により」の下に「その職員に」を加え、「立ち合つ」を「立ち合わせる」に改め、同項第四十八号中「第四十二条」の下に「又は法第四十六条第二項」を加え、「事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関する報告を受ける」を「報告徴収をする」に改め、同項第五十四号を削り、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表二十八の項第二号中「第五十二条の二第六項」を「第五十二条の二第五項」に、「規定により」を「規定による商工会の設立等の」に改め、同項第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第六号中「規定により」の下に「商工会の事務所への」を加え、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十三号中「規定により」の下に「商工会の」を加え、同項第十四号中「規定により」を「規定による商工会の」に改め、同項中「可児市」を削り、「関ヶ原町」を「関ヶ原町」に改め、同表五十四の項

第一号中「六の項まで、八の項及び九の項」を「五の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一十五の三の項及び二十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜アリーナ条例の一部を改正する条例

岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考第一号中「白熱灯及び水銀灯」を削り、「場合」の下に「の額」を加え、「の電気料金を加算する」を「を加算した額とする」に改め、同表備考第二号中「場合」の下に「の額」を加え、「の利用料金を徴収する」を「を加算した額とする」に改め、同表備考第三号中「未満の」を「に満たない」に、「生じた」を「ある」に、「その端数は」を「これを」に改め、同表備考第四号中「休日とは」を「休日」とは「に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年岐阜県条例第二十号）

の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修の確保）

第八条の二 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第二十六号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改める。

別表第一十七の表一の項を削り、同表二の項中「法」を「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この表において「法」という。）」、「」の規定による「を」に規定する「に改め、「（製剤製造業者等に係るものに限る。）」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録申請手数料」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項中「第四条第三項の規定による」を「第四条第二項に規定する」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項を削り、同表五の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「（製剤製造業者等に係るものに限る。）」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録更新申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録更新申請手数料」に改め、同項を同表三の項とし、同表六の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同項を同表四の項とし、同表七の項を同表五の項とし、同表八の項を削り、同表



九の項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「(製剤製造業者等に係るものに限る。)」を削り、「毒物劇物製剤製造業等登録変更申請手数料」を「毒物劇物製造業等登録変更申請手数料」に改め、同項を同表六の項とし、同表十の項中「施行令第三十五条」を「毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号。以下この表において「施行令」という。)(第三十五条第一項)に改め、「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料」に改め、同項を同表七の項とし、同表十一の項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加え、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料」に改め、同項を同表八の項とする。

別表第二二十六の表二の項中「六、一〇〇」を「六、四〇〇」に改める。  
別表第二二十九の表の次に次の一表を加える。

三十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第十五条第二項に規定する輸出証明書の発行(食肉の衛生証明書に係るものに限る。)	食肉衛生証明書発行手数料	一通につき	一、〇〇〇
二 食肉の衛生証明書の再発行	食肉衛生証明書再発行手数料	一通につき	五〇〇

別表第二四十八の表一の項中「一、四四〇」を「一、四二〇」に改め、同表二の項中「八六〇」を「一、六五〇」に改め、同表三の項中「七三〇」を「一、六五〇」に改め、同表の次に次の一表を加える。

四十八の二 食肉衛生検査所において行う検査に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
腸管出血性大腸菌(S TEC)の確認検査	腸管出血性大腸菌(S TEC)確認検査手数料	一検体につき	六〇、〇〇〇

料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一四十八の表の次に一表を加える改正規定 公布の日
- 二 別表第二三の表四の項の改正規定 令和二年六月一日
- 三 別表第一三十九の表の次に一表を加える改正規定 令和二年十月一日

(毒物及び劇物取締法の施行に関する事務に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の別表第一十七の表の規定により納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(希望が丘こども医療福祉センターにおいて行う文書の交付に関する事務に係る経過措置)

3 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「一、四二〇」とあるのは「一、六八〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、〇五〇」と、同表三の項中「一、六五〇」とあるのは「九六〇」とする。

4 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「一、四二〇」とあるのは「一、九二〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、二四〇」と、同表三の項中「一、六五〇」とあるのは「一、一九〇」とする。

5 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後の別表第一四十八の表一の項から三の項までの規定の適用については、同表一の項中「一、四二〇」とあるのは「一、一六〇」と、同表二の項中「一、六五〇」とあるのは「一、四三〇」と、同表三の項中「一、六五〇」とあるのは「一、四二〇」とする。

岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例

県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項の規定により条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一四十四の項第一号中「第十条及び法第十一条」を「第十一条第一項」に改め、「登録」の下に「又は登録の更新」を加え、同項第二号中「の通知をする」を「又は登録の更新をした旨を通知する」に改め、同項第三号中「登録」の下に「又は登録の更新」を加え、同項第四号中「前号の」の下に「規定による」を加え、「拒否の通知をする」を「拒否等をした旨を通知する」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号

中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、同項第十号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第二十一条の五第二項の規定による動物に関する事項の届出を受けること。別表第一四十四の項第十四号を次のように改める。

14 法第二十二條第四項の規定により動物取扱責任者研修の実施を委託すること。別表第一四十四の項第十五号中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項第十六号中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、「第一種動物取扱業者に対し」を削り、同項第十七号中「第一種動物取扱業者に対し」を削り、同項第三十四号を第三十七号とし、第三十三号を削り、同項第三十二号中「特定動物飼養者に対し当該」を削り、同号を同項第三十六号とし、同項第三十一号中「特定動物飼養者に対し当該」を削り、同号を同項第三十五号とし、同項第三十号を第三十四号とし、同項第二十九号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、同項第二十五号中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十四号中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、「前号の」の下に「規定による」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項第二十三号中「第二十五條第一項」を「第二十五條第二項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

26 法第二十五條第一項の規定により必要な指導又は助言をすること。別表第一四十四の項第二十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十号中「第二十四條の二の規定により」を「第二十四條の二の二の規定による」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、「含む」の下に「法第二十四條の二第三項、法第二十五條第五項及び法第三十三條第一項」を加え、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

21 法第二十四條の二第一項の規定により必要な勧告をすること。  
22 法第二十四條の二第二項の規定により前号の勧告に係る措置をとるべきことを

命すること。

別表第一四十四の項第十八号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第一種動物取扱業者に対し前二号の」を「第十六号又は第十七号の規定による」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

18 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により前二号の規定による勧告を受けた者がこれに従わなかった旨を公表すること。

別表第一四十四の項中「第三十号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第三十四号まで及び第三十六号」に、「同欄第三十一号」を「同欄第三十五号」に、「同欄第三十四号」を「同欄第三十七号」に改める。

別表第一六十六の項第五号、第六号及び第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十一号を削り、同項中「第十一号」を「第十号」に、「すべて」を「全て」に改める。

（岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第十七条第一項中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に、「第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

2 動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十八条、第二十九条、第三十二条及び第三十三条第一項に規定する知事の権限に属する事務の処理については、なお従前の例による。）

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第一条 削除

第三条第一項中「同条の」を「同条に規定する」に、「別表第三」を「別表」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の基準を適用することが適当でないと認める露店その他の規則で定める営業については、当該基準を緩和することができる。

第五条に次の一項を加える。

2 営業許可を受けた者は、法第五十条の二第一項に規定する基準に従い定められた食品衛生責任者の氏名を当該営業許可に係る営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

別表第一及び別表第二を削る。

別表第三一の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に、「びん詰食品製造業」を「瓶詰食品製造業」に改め、同項構造等に関する基準の欄第二号中「さくら」を「更に」に改め、同欄第五号及び第六号中「すきま」を「隙間」に改め、同表十の項中「魚介類せり売業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表十二の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項第一号中「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同表を別表とする。

附則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

2 改正前の第二条、別表第一（十一の項第三号を除く。）及び別表第二（九の項（別表第十一の項第三号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、令和三年五月三十一日までの間は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条に規定する基準として、なおその効力を有する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十二の表中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表一の項中「の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同表二の項中「の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「に規定する覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定申請手数料」に改め、同表三の項中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同表四の項中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定申請手数料」に改め、同表五の項中「の規定による覚せい剤原料取扱者」を「に規定する覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表六の項中「の規定による覚せい剤原料研究者」を「に規定する覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」

を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改める。

(岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十八条の五第一項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第三十四号。以下「省令」という。)の例による。

(無料低額宿泊所の範囲)

第三条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であつても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づき額以下であること。

（基本方針）

第四条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状態、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が自立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助を行うよう努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（構造設備等の一般原則）

第五条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第六条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第七条 施設長は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者を当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第二十二条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならない。

（運営規程）

第八条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第九条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第十条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第三十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十一条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十二条 無料低額宿泊所は、サテライト型住居を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上八以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 第七条第一項及び第三項に規定する要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四

十人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第十条各項に規定する記録のほか、第二十一条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第十三条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、その一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

口 地階に設けてはならないこと。

八 一の居室の床面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とする。

二 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ハ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所、便所及び洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

四 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

7 第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ことに適用する。  
(職員配置の基準)

第十四条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は、施設長としなければならない。

2 生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する無料低額宿泊所は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。  
(入居申込者に対する説明、契約等)

第十五条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭

めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項に規定する契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第九項に規定するところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項に規定する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 無料低額宿泊所は、第七項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容

を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

10 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際し、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、その者が適切な他のサービスを受けることができるように必要な援助を行うよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際し、福祉事務所その他の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者から、次に掲げる費用(第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を利用料として受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金その他の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備その他の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、当該入居者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとつて当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、職員が入居者に対するサービスの提供を行うに当たっては、懇切丁寧に行つことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供するときは、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。



い。

(入浴)

第二十条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができるとする。

(状況把握)

第二十一条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、居室への訪問その他の方法による入居者の状況把握を行わなければならない。

(施設長の業務)

第二十二条 無料低額宿泊所は、施設長に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 当該無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

二 職員に第八条から第三十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

(職員の業務)

第二十三条 無料低額宿泊所は、職員に、入居者からの相談に応じさせるとともに、入居者に対し適切な助言及び必要な支援を行わせなければならない。

(勤務体制の整備等)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十六条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十七条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、無料低額宿泊所が、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げる場合により日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 当該入居者の意思を尊重して金銭等を管理すること。

五 第十五条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示等)

第二十八条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を揭示しなければならない。

ならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、第一項に規定する事項(前項の規定により公表するものを除く)について、当該無料低額宿泊所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第三十条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十二条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条第七項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 省令附則第二条に規定する建物については、第十三条第六項第一号イ及びニからハまでの規定は、この条例の施行後三年間は、適用しない。

3 省令附則第三条第一項に規定する建物の居室のうち、第十三条第六項第一号八に規定する基準を満たさないものについては、同号八の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。

二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十三条第六項第一号八に規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

四 第十三条第五項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十三条第六項第一号八に規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第六号の必要な改善が図られない限り、新たな居室を増築してはならない。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「五年」を「十年」に改める。

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表一の項中

24 工業製品の放射線検査

一

件につき

を

24 工業製品の放射線検査

25 ガス吸着法による比表面積測定

26 ガス吸着法による細孔径分布測定

一件につき

一件につき

一件につき

一、二四〇

一〇、〇七〇

二〇、六六〇

に改め、同表七の項中

式

複雑なもの

一件につき  
一件につき

を

ロ	ロードセル式（百キロニュートン以下）	単純なもの	一件につき
ハ	ロードセル式（二百五十キロニュートン以下）	単純なもの	一件につき
		複雑なもの	一件につき

二、四二〇  
四、七三〇  
三、九六〇  
五、七五〇

に

20 エックス線光電子分光分析

一件につき

一二、〇三〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すごとに一〇、一〇〇円を加えた額

を

20 エックス線光電子分光分析

イ 定性分析  
ロ 状態分析・深さ分析

一件  
一件

につき  
につき

一二、〇三〇円  
四、四四〇

6	非接触三次元形状測定	イ	一件
		ロ	一件
		ハ	一件

<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>簡単なもの</td> <td>一件につき</td> <td>四、〇九〇</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>複雑なもの</td> <td>一件につき</td> <td>一一、二〇〇</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>極めて複雑なもの</td> <td>一件につき</td> <td>二八、八六〇</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>一般機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>一一、六五〇</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>車載機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>一一、一八〇</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>一般機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>五、六三〇</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>車載機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>六、〇四〇</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>一般機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>一一、六八〇</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>車載機器規格</td> <td>一件につき</td> <td>一一、五一〇</td> </tr> </table>	イ	簡単なもの	一件につき	四、〇九〇	ロ	複雑なもの	一件につき	一一、二〇〇	ハ	極めて複雑なもの	一件につき	二八、八六〇	イ	一般機器規格	一件につき	一一、六五〇	ロ	車載機器規格	一件につき	一一、一八〇	イ	一般機器規格	一件につき	五、六三〇	ロ	車載機器規格	一件につき	六、〇四〇	イ	一般機器規格	一件につき	一一、六八〇	ロ	車載機器規格	一件につき	一一、五一〇	<table border="1"> <tr> <td>一件につき</td> <td>五、四四〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>七、二七〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>二〇、八〇〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>一一、六五〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>五、六三〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>一一、六八〇</td> </tr> <tr> <td>一件につき</td> <td>五、五六〇</td> </tr> </table>	一件につき	五、四四〇	一件につき	七、二七〇	一件につき	二〇、八〇〇	一件につき	一一、六五〇	一件につき	五、六三〇	一件につき	一一、六八〇	一件につき	五、五六〇	<p>時間又は一時間に満たない端数を増すごとに一〇、一〇〇円を加えた額</p>
	イ	簡単なもの	一件につき	四、〇九〇																																																
ロ	複雑なもの	一件につき	一一、二〇〇																																																	
ハ	極めて複雑なもの	一件につき	二八、八六〇																																																	
イ	一般機器規格	一件につき	一一、六五〇																																																	
ロ	車載機器規格	一件につき	一一、一八〇																																																	
イ	一般機器規格	一件につき	五、六三〇																																																	
ロ	車載機器規格	一件につき	六、〇四〇																																																	
イ	一般機器規格	一件につき	一一、六八〇																																																	
ロ	車載機器規格	一件につき	一一、五一〇																																																	
一件につき	五、四四〇																																																			
一件につき	七、二七〇																																																			
一件につき	二〇、八〇〇																																																			
一件につき	一一、六五〇																																																			
一件につき	五、六三〇																																																			
一件につき	一一、六八〇																																																			
一件につき	五、五六〇																																																			

に改め、同表九の項中

7	放射エミッション試験
8	伝導エミッション試験
9	放射イミューニティ試験
10	伝導イミューニティ試験

を

6	三次元形状測定(二式)
7	放射エミッション試験
8	伝導エミッション試験
9	放射イミューニティ試験
10	伝導イミューニティ試験

に改める。

イ	一般機器規格	一件につき	五、五六〇
ロ	車載機器規格	一件につき	五、七八〇

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県卸売市場条例を廃止する条例

岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

2 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)の項を削る。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表七の表三の項第二号中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ぎふ木遊館条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

ぎふ木遊館条例

(設置)

第一条 木育に関する体験及び交流の場を提供するため、岐阜市にぎふ木遊館（以下「木遊館」という。）を設置する。

(入館料)

第二条 木遊館に入館しようとする者は、別表第一に掲げる額の入館料を納入しなければならない。

2 入館料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の入館料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 知事は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、入館料を減免することができる。

(使用の許可)

第三条 駐車場（知事が定める県の機関の駐車場で知事が定める日に使用するものを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に駐車場の管理上必要な条件を付けることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の許可をしないことができる。

一 駐車場の管理上支障があるとき。

二 駐車場を使用させることが適当でないと認められるとき。

4 第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

5 前条第三項及び第四項の規定は、前項の使用料について準用する。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

四 駐車場の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(遵守義務)

第五条 木遊館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 木遊館の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

五 火気又は危険物を取り扱わないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、木遊館から退去を命ずることができる。

(過料)

第六条 第四条の規定による停止の命令又は前条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により第三条第四項の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一(第二条関係)

区 分	金 額 (一人につき)
個人	三〇〇円(一年を通じて利用する場合(平日に利用する場合に限る。))は、一、〇〇〇円)
団体(二〇人以上に限る。)	二〇〇円

備考

一 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)をいう。

二 幼児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の入館料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

別表第二(第三条関係)

金 額 (一台につき)
使用時間が三時間以内の場合にあつては百円、使用時間が三時間を超える場合にあつては百円に三時間を超える三十分(三十分未満の使用時間があるときは、その使用時間は、三十分とする。))ごとに百円を加えた額

備考 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に規定する緊急自動車その他知事が適当と認める自動車を駐車する場合又は使用時間が二十分以内である場合における使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表八の項中「又は確認書」を削り、「建設業許可証明書等交付手数料」を「建設業許可証明書交付手数料」に改める。

別表第一十八の三の表備考第四号中「住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第五号中「ハ」を「前号に規定する場合にあつては、口の区分の欄に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハ」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加える。

別表第一十八の四の表四の項二イ中「第一条第一項第二号イ②及びロ②」を「第一条第一項第二号イ②又は③及びロ②又は③」に改め、同項二ハ中「第一条第一項第二号イ②及びロ②」を「第一条第一項第二号イ②(ii)又は③及びロ②又は③」に改め、同表備考第八号中「住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第九号中「ハ」を「(前号に規定する場合にあつては、口の区分の欄に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハ」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加え、同表備考第十四号中「住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第十五号中「ハ」を「(前号に規定する場合にあつては、口の区分の欄(2)に掲げる場合にあつては、ハ又は二の区分の欄)に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- 二 別表第一一の表八の項の改正規定 令和二年四月一日

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に、「以下「給特法」という。」を加え、「より、」を「基づき」に改め、「定める」の下に「ほか、給特法第七条第一項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定める」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第七条 教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに伴って、当該教育委員会は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに伴って、当該教育委員会の定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健

康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例

岐阜県監査委員条例(昭和三十九年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。第五条を次のように改める。

(公表の方法)

第五条 法又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表一の項中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に改め、同表一の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。  
 (岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号及び第六号中「古物営業法第二十四条」を「古物営業法第二十四条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号に次のように加える。

リ 岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)第二十七条第一

項第二号に規定する罪

第五条第四号中「平成二十二年岐阜県条例第五十四号」を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例

岐阜県食品安全基本条例(平成十五年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第三項を削り、同条第四項中「前三項の規定による回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でない」と認められるときは、当該回収を行った食品関連事業者に対し、回収の措置に関する助言その他の」を「前二項に定めるもののほか、食品の安全性の確保等を図るため関係法令の規定等に基づき必要がある」と認めるときは、「」に改め、同項を同条第三項とする。

附則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に着手された食品関連事業者自らが取り扱う食品等の自主的な回収に係る食品関連事業者及び県の責務については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

ここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成三十年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社